

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1947号

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第1条 特地勤務手当等に関する規則(規則第6-470号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(特地勤務手当の月額) 第3条 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、別表第1の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。	(特地勤務手当の月額) 第3条 特地勤務手当の月額は、 <u>特地勤務手当基礎額</u> に、別表第1の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。
5級地 100分の20	5級地 100分の20
4級地 100分の16	4級地 100分の16
3級地 100分の12	3級地 100分の12
2級地 100分の8	2級地 100分の8
1級地 100分の4	1級地 100分の4
	<u>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額(法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、現に受ける給料の月額)とする。</u>
	<u>(1) 職員が特地公署に勤務することとなつた場合その勤務することとなつた日(職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合(委員会が定める場合に限る。)には、その日前の委員会が定める日)</u>
	<u>(2) 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなつた場合において、その勤務することとなつた日後に当該公署が特地公署に該当することとなつたとき。その該当することとなつた日</u>
	<u>(3) 第1号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当すること。当該公署の移転の日</u>
	<u>3 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</u>
	<u>(1) 前項各号に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例</u>

等の一部を改正する条例(平成14年条例第68号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 前項各号に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けっていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年条例第87号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(3) 前項各号に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年条例第90号)の施行の日における同条例第1条及び第2条の規定による改正後の一般職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けいた給料及び」とあるのは、「に係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第56号。以下「平成21年改正条例」という。)の施行の日における平成21年改正条例第2条の規定による改正後の一般職員給与条例及び平成21年改正条例第12条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年条例第5号。以下「平成18年改正条例」という。)の規定によるものとした場合の給料及び当該各号に定める日に受けいた」とする。

(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けいた給料及び」とあるのは、「に係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号。以下「平成22年改正条例」という。)の施行の日における平成22年改正条例第2条の規定による改正後の一般職員給与条例及び平成22年改正条例第11条の規定による改正後の平成18年改正条例の規定によるものとした場合の給料及び当該各号に定める日に受けいた」とする。

4 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤

務職員等」という。)以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けいた給料の月額を同日における一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けいた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」(第2項を前項第4号及び第5号の規定により読み替えて適用する場合にあつては、「給料及び当該各号」とあるのは、「給料の月額に一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」(第2項を前項第4号及び第5号の規定により読み替えて適用する場合にあつては、「給料の月額に一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び当該各号)とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けいた給料及び」とあるのは、「受けいた給料の月額を同日における一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けいた」とする。

(特地勤務手当と地域手当との調整)

第3条の2 特地公署に勤務する職員には、一般職員給与条例第17条の2の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 (略)

2 一般職員給与条例第20条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

第4条 (略)

2 一般職員給与条例第20条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合(委員会が定める場合に限る。)には、その日前の委員会が定める日。以下

この条並びに附則第6項及び第7項において同じ。)に受けている給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

(略)

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、一般職員給与条例第20条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けている給料及び」とあるのは、「受けている給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けている」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、一般職員給与条例第20条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の月額に一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、一般職員給与条例第20条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けている給料及び」とあるのは、「受けている給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けている」とする。

第5条 (略)

2 一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前3年

第5条 (略)

2 一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前3年

以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第1号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3)・(4) (略)

附 則

1～3 (略)

以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第7項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第1号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3)・(4) (略)

附 則

1～3 (略)

（一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額）

4 一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

5 一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて委員会の定めるところにより算出した額とする。

（一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

6 一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、一般職員給与条例第20条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

7 一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第4条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて委員会の定めるところにより算出した額とする。

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（規則第6-1936号）の一部を次の表のように改正

する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 (略) (暫定再任用職員に関する経過措置)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (暫定再任用職員に関する経過措置)</p>
<p>2 <u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例</u>（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）に対するこの規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用（職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。）」と、同項第2号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）」と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。</p>	<p>2 <u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例</u>（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）に対するこの規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項から第4項まで並びに第4条第2項及び第3項の規定を適用する。</p> <p>3 <u>暫定再任用職員に対する改正後の規則</u>第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用（職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。）」と、同項第2号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）」と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。</p>
<p>（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）</p>	<p>（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）</p>
<p>3 改正後の規則第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項、令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定に</p>	<p>4 改正後の規則第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項、令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適</p>

<p>より採用された職員をいう。)及び暫定再任用職員について適用する。</p>	用する。
<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。